

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	児童福祉法関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南魚沼市は、児童福祉法関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

南魚沼市長

公表日

令和7年6月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法関連事務
②事務の概要	当該事務は、児童福祉法に基づく障害福祉サービス、障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費、高額障害児通所給付費並びに保育所に関する事務である。番号法においては、別表第一項番8の規定のとおり、各給付費並びに医療費の支給申請や異動・喪失等の届出と費用徴収に関する事務、保育所に関する事務で個人番号を用いることとなる。
③システムの名称	総合福祉事務システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
身障更生台帳情報ファイル、知障更生台帳情報ファイル、精神保健手帳情報ファイル、難病情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の9の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第8条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表 (別表第二における情報提供の根拠): 11,15,20,37,42,75,80,81,125,144,155の項 (別表第二における情報照会の根拠): 14,15,16,17,20の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南魚沼市総務部総務課 新潟県南魚沼市六日町180-1 025-773-6660
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南魚沼市総務部総務課 新潟県南魚沼市六日町180-1 025-773-6660
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1,000人以上1万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	南魚沼市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。このような対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉課長 駒形 光孝	福祉課長 滝沢 一也	事後	
平成30年5月12日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉課長 滝沢 一也	福祉課長	事後	
平成30年5月12日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の8の項	・番号法第9条第1項 別表第一の8の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条	事後	
平成30年5月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	56の2,116項	8,11,16,20,26,53,56の2,108,116	事後	
令和1年6月30日	IVリスク対策		新規追加	事後	
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和4年3月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 8,11,16,20,26,53,56の2,108,116 の項 (別表第二における情報照会の根拠): 10,11,12,13,16の項	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 8,11,16,20,26,53,56の2,108,116 の項 (別表第二における情報照会の根拠): 10,11,12,13,16の項	事後	
令和5年3月16日	IVリスク対策 8 監査 実施の有無	自己点検	内部監査	事後	
令和6年3月4日	法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠): 8,11,16,20,26,53,56の2,108,116 の項	(別表第二における情報提供の根拠): 8,11,16,20,26,53,56の2,57,87,108,116 の項	事後	
令和6年3月4日	IVリスク対策 8 監査 実施の有無	内部監査	自己点検	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月19日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の8の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条	・番号法第9条第1項 別表の9の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第8条	事後	
令和7年3月19日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 8,11,16,20,26,53,56の2,57,87,108,116 の項 (別表第二における情報照会の根拠): 10,11,12,13,16の項	番号法第19条第8号 別表、番号法第19条第8号に基づく主務省令 (主務省令第2条表における情報提供の根拠): 11,15,20,37,42,75,80,81,125,144,155の項 (主務省令第2条表における情報照会の根拠): 14,15,16,17,20の項	事後	
令和7年3月19日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業		新規追加	事後	
令和7年3月19日	IVリスク対策 11.最も優先度の高いと考えられる対策		新規追加	事後	